

議案第 5 0 号

市川市国民健康保険条例の一部改正について

市川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 0 年 1 2 月 1 2 日提出

市川市長 千 葉 光 行

市川市条例第 号

市川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

市川市国民健康保険条例（昭和 3 5 年条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、市長が健康保険法施行令（大正 1 5 年勅令第 2 4 3 号）第 3 6 条  
ただし書に規定する出産であると認めるときは、これに 3 0 , 0 0 0 円を加算  
するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 1 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 4 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出  
産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金について  
は、なお従前の例による。

## 理 由

健康保険法施行令の改正を踏まえ、出産に係る医療事故で脳性麻痺<sup>ひ</sup>となった子及びその家族の経済的負担を補償する産科医療補償制度に加入した病院等において被保険者が出産した場合の出産育児一時金の支給額を増額する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。